

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 46 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	3

平成30年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成30年2月23日

堺市長 竹山修身

議案第 46 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中第 24 号を第 28 号とし、第 21 号から第 23 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 20 号を第 24 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(23) 法第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1 件 33,000 円

第 15 条中第 19 号を第 22 号とし、第 8 号から第 18 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 7 号を第 10 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(8) 法第 12 条の 7 第 1 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1 件 147,000 円

(9) 法第 12 条の 7 第 7 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 1 件 134,000 円

第 15 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1 件 33,000 円

第 15 条の 2 第 9 号中「75,000 円」を「67,000 円」に改める。

第 15 条の 4 に次の 3 号を加える。

(4) 法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料 1 件 92,000 円

(5) 法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請手数料 1 件 92,000 円

(6) 法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者の相続の承認申請手数料 1 件 92,000 円

第 22 条の見出しを「(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料)」に改め、同条中「大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例」を「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」に、「第 23 条」を「第 3 条第 1 項」に、「ふぐ販売営業許可申請手数料」を「ふぐ処理業の許可申請手数料」に改める。

第 39 条の 2 第 1 項第 1 号中「指定申請手数料」を「指定申請（法第 72 条の 2 に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。）に係る手数料」に改め、同項第 20 号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第 28 号とし、同項第 19 号を次のように改める。

(26) 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第 1 号訪問事業者指定申請」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るもの（主として重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。）に限る。）又は指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第 1 号通所事業者指定申請」という。）並びに本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請を除く。）に係る手数料 1 件 30,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 26 号の次に次の 1 号を加える。

(27) 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定申請（本市の区域内に所在する事業所に係る共生型第 1 号訪問事業者指定申請及び共生型第 1 号通所事業者指定申請に限る。）に係る手数料 1 件 10,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 18 号を同項第 23 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(24) 法第 115 条の 35 第 2 項の規定に基づく介護サービス情報の公表事務手数料 1 件 2,000 円

(25) 法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づく介護サービス情報の調査事務手数料 1 件 25,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 17 号を同項第 22 号とし、同項第 16 号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第 21 号とし、同項第 15 号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第 20 号とし、同項第 14 号を同項第 19 号とし、同項第 13 号中「指定申請手数料」を「指定申請（法第 115 条の 2 の 2 に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。）に係る手数料」に改め、同号を同項第 17 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(18) 法第 115 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請（法第 115 条の 2 の 2 に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1 件 10,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 12 号を次のように改める。

(14) 法第 107 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設許可申請手数料 1 件 63,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 14 号の次に次の 2 号を加える。

(15) 法第 107 条第 2 項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可申請手数料 1 件 33,000 円

(16) 法第 108 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の更新許可申請手数料 1 件 16,000 円

第 39 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 5 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「である場合を除く。」を「及び法第 78 条の 2 の 2 に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。」に係る」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法第 78 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請（法第 78 条の 2 の 2 に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1 件 10,000 円

第 39 条の 2 第 1 項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 70 条第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請（法第 72 条の 2 に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1 件 10,000 円

第 39 条の 2 第 2 項第 1 号中「同項第 13 号又は第 19 号」を「同項第 17 号又は第 26 号」に改め、同項第 6 号中「前項第 4 号」を「前項第 6 号」に、「同項第 16 号」を「同項第 21 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「前項第 4 号」を「前項第 6 号」に、「前項第 20 号」を「前項第 28 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に、「同項第 15 号」を「同項第 20 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に、「前項第 19 号」を「前項第 26 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前項第 5 号に規定する事業者の指定申請のうち法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護に係る指定申請と前項第 27 号に規定する事業者の指定申請のうち法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業に係る指定申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 10,000 円

第 39 条の 2 第 2 項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に、「同項第 14 号又は第 20 号」を「同項第 19 号又は第 28 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前項第 2 号に規定する事業者の指定申請と同項第 18 号又は第 27 号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第 1 号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000 円

第 39 条の 4 第 1 号中「37,700 円」を「33,900 円」に改め、同条第 2 号中「17,000 円」を「15,000 円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料に関する特例措置)

- 7 第22条の規定にかかわらず、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪府条例第90号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により眼球等除去営業をすることができる者が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に改正条例による改正後の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第3条第1項の許可の申請をする場合には、ふぐ処理業の許可申請手数料は、徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為に係る経過措置)

- 2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第16条の規定により同法の施行の日前において同法の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による申請の手続を行う者が納付すべき手数料の額は、この条例による改正後の第39条の2に規定する額とする。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に関する手数料について、次に掲げる所要の改正を行うものであること。
- ア 廃掃法の一部改正により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例が設けられたことを踏まえ、必要な手数料を規定するものであること。
 - イ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の定期検査の申請に係る手数料を規定するものであること。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に鑑み、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関する手数料について、見直しを行うものであること。
- (3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の一部改正により、汚染土壌処理業の承継に関する規定が設けられたことを踏まえ、必要な手数料を規定するものであること。
- (4) 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)に関する手数料について、同条例の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)に関する手数料について、次に掲げる所要の改正を行うものであること。
- ア 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行により、共生型居宅サービス等及び介護医療院が創設されることを踏まえ、必要な手数料を規定するものであること。
 - イ 介護サービス情報の報告及び公表に係る事務が大阪府から権限移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料を規定するものであること。
- (6) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に関する手数料について、見直しを行うものであること。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行するものであること。ただし、経過措置(1(5)に係るもの)については、公布の日から施行するものであること。

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 5）

平成 30 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

